

## 公共交通を中心としたライフスタイル形成に向けた普及啓発コンテンツ作製業務 仕様書（再公告）

### 1 事業の趣旨

本県では、令和6年2月に「富山県地域交通戦略」（計画期間：令和6～10年度。以下「戦略」という。）を策定し、戦略の目標として、①県民一人当たりの地域交通利用回数を年間50回へ増加、②ガソリン車の台数20万台削減、③地域交通への満足度の向上1.25倍を掲げている。

他方、本県では通勤・通学における移動手段として、自家用車が約8割（令和2年度国勢調査）を占めるなど、県民生活における自家用車への依存が大きいことから、戦略の目標を達成するには、地域交通サービスの利便性向上等を図りつつ、県民に対し、自家用車に依存したライフスタイルから公共交通を中心としたライフスタイルへの転換を働きかけていく必要がある。

本業務では、県民が自発的に公共交通を中心としたライフスタイルへ転換する動機付けとなるよう、その多面的な効果（自家用車に依存したライフスタイルと比較したときの、経済面、健康面、環境面等のメリット）を伝える普及啓発コンテンツ（マンガ・イラスト冊子、特設ウェブサイト等）を作製し、県民の公共交通を中心としたライフスタイル形成を後押しすることを目指す。

### 2 業務の名称

公共交通を中心としたライフスタイル形成に向けた普及啓発コンテンツ作製業務

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 事業の概要

#### (1) マンガ・イラスト冊子の作製

- ・公共交通を中心としたライフスタイルの多面的な効果を伝えるマンガ・イラスト冊子（以下「冊子」という。）の作製に係る全ての業務（企画、取材、作画、イラスト、図表・グラフ作成、リライト、デザイン、レイアウト、編集、印刷、製本、梱包、配送など）を委託する。
  - ・冊子の内容は、戦略の目標達成に向けて、県民が自発的に公共交通を中心としたライフスタイルへ転換する動機付けとなるよう、その多面的な効果（自家用車を中心としたライフスタイルと比較したときの、経済面、健康面、環境面等のメリット）を、データを用いてわかりやすく伝えるものとする。
  - ・データを用いる際は、その裏付けとなる出典を示すとともに、内容について、地域公共交通の有識者や経済・金融の専門家（ファイナンシャルプランナー）などの監修を受けること。
  - ・冊子は、若年層、中年層、高年層向けの3種類作成することとし、データ形式でも納品すること（冊子の基本仕様は後述する。）。ページ数は各8ページ以上とし、公共交通を中心としたライフスタイルの多面的な効果を、各項目につき2ページ（1つの効果に係るマンガ・イラスト1ページ、その解説1ページ）で構成すること。（若年層及び中年層のマンガ・イラストの内容は、一部重複を可能とする。）。
- ただし、より効果的なレイアウトについて提案があれば、それを妨げるものではない。

- ・冊子は、特設ウェブサイトへの掲載のほか、県による本県公式 SNS (X (旧 Twitter)、LINE、Instagram) への投稿を想定しており、県民に興味・関心を持っていただけるよう、面白さ、インパクト、意外性等も考慮した内容とすること。また、読み手が一目で内容を理解できるよう、情報量は絞り込み、複雑な文章や表現を抑えるよう留意すること。
- ・冊子内において、「富山県地域交通戦略」([https://www.pref.toyama.jp/documents/26258/05\\_r060220senryaku.pdf](https://www.pref.toyama.jp/documents/26258/05_r060220senryaku.pdf)) の考え方や目標 (①県民一人当たりの地域交通利用回数 50 回/年、②ガソリン車の台数 20 万台削減、③地域交通への満足度 1.25 倍) を周知する箇所を設けること。

## (2) 対象者 (ターゲット)

### ① 若年層、中年層

年代	18 歳～34 歳 (若年層)、35～64 歳 (中年層)
価値観 (ターゲットの人物像)	<p>(県外等への長距離移動を除く) あらゆる移動において、自家用車を使用しているが、そのライフスタイルについて、次に掲げる感情・感覚を抱いたことがあり、他に選択肢がないかと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 家計への負担感</li> <li>イ 運動不足等の健康への配慮</li> <li>ウ 環境への配慮</li> <li>エ 自らが運転して家族・親族を送迎することへの負担感</li> <li>オ 渋滞による時間損失への不満</li> <li>カ 公共交通の持続性可能性やまちの賑わいへの懸念</li> <li>キ その他 (より快適で便利に過ごすことのできるライフスタイルへの憧憬)</li> </ul>
訴求内容	<p>公共交通を中心としたライフスタイルの多面的な効果 (自家用車に依存したライフスタイルと比較したときの、経済面、健康面、環境面等のメリット) について、データや富山県ならではの話題を用いてわかりやすく情報提供し、自発的に公共交通を中心としたライフスタイルへ転換するよう働きかける。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層向けに、公共交通による通勤・通学にかかる費用と自家用車による通勤・通学にかかる費用を比較して示したり、燃料価格等が高騰する中、自家用車を所有したときにかかる維持費の大きさを示したりし、公共交通利用の金銭的なメリットの大きさを伝える。</li> <li>・中年層向けに、県内の渋滞損失時間を知らせ、時間損失を嫌う心理に働きかけるとともに、公共交通による通勤・通学で自分時間が創出されることを伝える。</li> </ul>

行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤や通学時の移動手段として、公共交通を継続的に利用するようになる。</li> <li>・日常生活や休日のお出かけ時の移動手段として、公共交通を頻繁に利用するようになる。</li> <li>・家族・親族や知人等に対し、公共交通の利用をオススメしたり、公共交通の利用による多面的な効果を伝えたりするようになる。</li> </ul>
情報提供において活用するツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冊子（詳細は「(3)冊子の基本仕様」を参照のこと。）</li> <li>・特設ウェブサイト</li> <li>・本県公式 SNS (X (旧 Twitter)、LINE、Instagram)</li> </ul>

② 高年層

年代	65 歳以上
価値観(ターゲットの人物像)	<p>(県外等への長距離移動を除く) あらゆる移動において、自家用車を使用しているが、そのライフスタイルについて、次に掲げる感情・感覚を抱いたことがあり、他に選択肢がないかと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 家計への負担感</li> <li>イ 運動不足等の健康への配慮</li> <li>ウ 環境への配慮</li> <li>エ 自らが運転して家族・親族を送迎することへの負担感</li> <li>オ 家族・親族の運転で送迎してもらうことへの気兼ね</li> <li>カ 自らの運転行動への不安 (運転能力が低下したことを自覚又は他人から指摘されたことによるもの。)</li> </ul>
訴求内容	<p>公共交通を中心としたライフスタイルの多面的な効果 (自家用車に依存したライフスタイルと比較したときの、経済面、健康面、環境面等のメリット) について、データや富山県ならではの話題を用いてわかりやすく情報提供し、自発的に公共交通を中心としたライフスタイルへ転換するよう働きかける。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車利用と公共交通利用の消費カロリーを比較したグラフ等を示し、公共交通利用による運動効果・健康効果の大きさを伝える。</li> <li>・高年層が利用できるお得な乗車券・サービスや、自治体・交通事業者による運転免許自主返納者支援事業の内容を伝える。</li> </ul>
行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活や休日のお出かけ時の移動手段として、公共交通を頻繁に利用するようになる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族・親族や知人等に対し、公共交通の利用をオススメしたり、公共交通の利用による多面的な効果を伝えたりするようになる。</li> <li>・運転免許の自主返納を行う。</li> </ul>
情報提供において活用するツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冊子（詳細は「(3)冊子の基本仕様」を参照のこと。）</li> <li>・特設ウェブサイト</li> <li>・本県公式 SNS（X（旧 Twitter）、LINE、Instagram）</li> </ul>

### (3) 冊子の基本仕様

規格	A 4（両面）
ページ数	8 ページ以上
刷り色	4 色カラー（表紙・中紙）
紙質	コート紙 135kg
校正回数	文字校正 2 回以上、色校正 1 回以上
製本・加工	中綴じ
印刷部数	①若年層 500 部 ②中年層 500 部 ③高年層 4,000 部
送付先数	110 か所程度

### (4) 特設ウェブサイトの構築

冊子の画像や文章等を流用し、特設ウェブサイトを構築すること。詳細は、別紙「特設ウェブサイト構築業務事項」に定める。

### (5) ポスターの作成

冊子の画像や文章等を流用し、全ての年齢層を対象にしたポスターを 1 種類作成すること。なお、ポスターの内容は、上述の特設ウェブサイトへの誘導を行うものとし、基本仕様は次のとおりである。

規格	B 2（片面）
刷り色	4 色カラー
紙質	コート紙 135kg
校正回数	文字校正 2 回以上、色校正 1 回以上
印刷部数	200 部
送付先数	110 か所程度

### (6) ラジオを通じた周知

ラジオ CM 又はラジオ番組を通じた周知を行うこと。

### (7) KPI の設定と算出方法の明示

- ・本業務において作成する特設ウェブサイトのアクセス数について、KPI（目標値）を設定すること。
- ・KPI の設定においては、算出の根拠、測定方法を明示すること。

### (8) 納入・配送

- ・冊子、ポスター及びデータ（詳細は「6 報告書及び成果物の提出」を参照のこと。）は、令和 7 年 2 月 28 日（金）までに次の場所へ納入を行うこと。

冊子及びポスター：交通戦略企画課ほか 110 か所程度

データ：交通戦略企画課

- ・冊子及びポスターは、「送付先一覧」（契約後に提示する）のとおり仕分けし、納品・配送すること。ただし、県から送付先及び送付部数について変更の指示があった場合は、そちらを優先すること。

#### (9) その他

上記(1)～(8)のほか、事業の主旨を実現するための効果的な業務があれば提案すること。

### 5 業務実施上の留意点

- ・プロポーザル終了後、事業内容は改めて県と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ・本業務の目的達成のため、県の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。
- ・仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者と協議の上、決定する。
- ・本業務の実施に当たり、業務全体の工程や進め方等について、随時、県と情報を共有し、打合せを行うこと。
- ・業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、県と協議の上、実施すること。

### 6 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、受託者は事業実績報告書を提出するとともに、冊子及びポスターに係る次のデータを電子媒体で納品すること。

#### (1) PDF ファイル

- ① 低解像度 PDF ファイル  
ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。
- ② 高解像度 PDF ファイル  
画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること。

#### (2) 中間生成物データ

画像（写真を含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む。）

### 7 その他

- ・見積金額には、原稿の受け渡し、完成品の納入等に要する費用その他一切の費用を含むものとする。
- ・総額採用とする。
- ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷の低減に配慮されていること。
- ・本業務に基づく成果物の所有権は、富山県へ成果物の引渡しが完了したときに、富山県に移転するものとする。
- ・本業務に基づく成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成

果物の引渡しをもって富山県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

- 受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに県にその旨を書面により報告すること。
- 業務の実施に当たり、事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払いを証明する書類等）を他の経理と明確に区分して管理し、その内容を明らかにしておくこと。
- 事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類を、本業務委託年度の終了後、5年間保存しておくこと。
- この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。

(別紙)

## 特設ウェブサイト構築業務事項

### 1 業務の内容

ウェブサイトの構築に係る業務の一切について、行うものとする。ただし、必要に応じて、適宜県と協議の上で業務を行うこと。

#### (1) ウェブサイトの構築

##### ① ウェブサイトの構成等、SNS との連動

- ・ウェブサイトの構成については、若年層、中年層、高年層向けの各冊子のページ構成を参考とし、主にポスターを経由してアクセスした閲覧者向けに、サイトをスクロールすることで冊子の内容を閲覧できるものとする。
- ・掲載する内容については、冊子の画像（写真を含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む。）を用いること。
- ・本県公式 SNS での発信とウェブサイトがスムーズに連動できるようにすること。

##### ② 閲覧者への配慮

ウェブサイトのデザインは、スマートフォン等のパソコン以外の媒体でも見やすく閲覧できるデザインとし、年齢や障がいの有無、インターネットに接続するコンピュータの環境に関わらず、多くの閲覧者が目的の情報を得ることができるよう工夫することとし、次に掲げる条件を最低限満たすものとする。

ア 閲覧者のデバイスや閲覧環境に影響されることなく、ウェブサイトを閲覧できるようにすること。Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari の最新版、Android 標準ブラウザ及び Mobile Safari に対応するとともに、可能な範囲で、以前のバージョン（ウェブサイト開設時点でサポートされているバージョンを対象）であっても閲覧を可能とすること。

イ 閲覧者が極力少ないクリック数で目的のページに辿り着けるように工夫すること。

ウ 閲覧者がウェブページを印刷する際に、書式が崩れないよう配慮すること。

エ 閲覧者が目的の情報を探すために、主要な検索エンジン（Yahoo!、Google、Bing など）のキーワード検索を利用することを考慮し、各ページを検索されやすいようにすること。また、検索結果の上位に表示されるよう工夫すること。

オ 富山県のホームページアクセシビリティガイドライン並びに富山県庁情報セキュリティ基本方針を遵守したサイトとすること。

##### ③ その他

- ・コンテンツの充実やセキュリティ対策を適切に講じられるようアクセス数の把握、アクセスログ管理が容易にできるようにすること。
- ・コンテンツの再利用に配慮したデータ構造の定義を行うとともに、データ構造の仕様を提出すること。

- ・コンテンツを追加する可能性を考慮したデザインとすること。
- ・必要に応じ、公開後のページについて、県の指示に基づき修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を行うこと。
- ・公開開始日時点のコンテンツの概要、最終的に納入されるコンテンツの概要並びに、公開開始時期に留意した作業内容・スケジュールを提示すること。
- ・ドメインについては、原則独自ドメインではなく、県のサブドメインを使用すること。

## (2) アクセス解析レポートの制作業務

ウェブサイトのアクセス数、アクセスしたユーザー数、アクセスしたユーザーの属性（地域、性別、年代や興味関心等）やアクセスの流入元などの解析レポートを制作し、県が指定する期日までに提出すること。

## (3) サーバの調達及び運用保守業務

- ・サイト運営に必要なサーバ（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする）を受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。
- ・確保したサーバについて、情報セキュリティに必要な措置を講じること。なお、レンタルサーバを使用する場合、レンタルサービスを提供する者は次の要件を満たしていること。

ア レンタルサービス提供者において、セキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。

イ サーバの設置場所は次の条件を満たすこと。

- (a) 国内に設置し、セキュリティ対策の実施状況が確認できること
- (b) 無停電電源装置及び自家発電機を備えていること
- (c) 入退出管理（生体認証、ICカード等）を行っていること
- (d) 監視カメラにより常時監視を行っていること

ウ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること、またはそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。

エ ユーザーアカウント、パスワード等によるアクセス制限を行っていること、またログイン画面ページ URL が暗号化されていること。

オ サービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。メインとなるデータセンターだけでなく、ディザスタリカバリー用のデータセンター等も同様とする。

カ 契約終了から一定期間内に、アカウント情報やサーバ内に保存される情報が自動的に消去されること。

- ・確保したサーバについて、コンピュータウイルス対策及び部外者からサイトを改ざんされないよう、情報セキュリティに必要な次の措置を講じること。

ア 利用している OS、ミドルウェア、アプリケーション及び CMS について開発元のサポート期間内のものを利用するとともに、最新のセキュリティパッチを適用することとし、緊急性の高い脆弱性が発見された場合は即座に対応すること。また、利用している



各種ソフト、システムのバージョンは常に最新版に更新すること。

イ 不正アクセスの監視及び防止対策を行うこと。

ウ 県で実施するホームページやネットワークの脆弱性診断を定期的に受診し、指摘事項に対処すること。

エ 必要に応じて県の監査を受診すること。

オ アクセスログを1年以上保存すること。

- ・アクセスログの記録・解析ができること。
- ・ウェブサーバは、閲覧者が通信制限等のない平均的な環境下において5秒以内にページを開けるようデータの送信が行えること。
- ・SSLサーバ証明書を利用すること。なお、SSLサーバ証明書の費用は委託業務の必要経費に含めるものとする。
- ・システムの運用時間は、24時間365日（閏年は366日）を前提とすること。
- ・障害発生時にデータの復元ができるよう、定期的にバックアップを実行すること。
- ・サーバの契約・利用に係る初期経費及び当該年度のサーバの利用料は、委託業務の必要経費に含まれるものとする。

#### (4) 運用開始後の対応

##### ① 障害対応

ア 障害に関する受付窓口を設けること。

イ システム停止等の緊急性を伴う障害について受付及び対応を行うこととし、緊急連絡先を確保すること。

ウ 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は、逐次速やかに県へ連絡すること。また、閲覧者向けに適切な障害情報の発信が可能な仕組みを設けること。

エ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理するとともに県への報告を行うこと。

##### ② 引継ぎ等

本契約の完了または解除により委託業務が終了する場合、終了日までに本委託業務を県が継続できるよう必要な措置を講じるとともに、次年度に移行する作業を支援すること。具体的な引継ぎの内容は次のとおりとする。

ア データの引継ぎ

受託者は次のデータを無償で提供すること。

(a) HTML ファイル、CSS ファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル

(b) その他、DB に格納されているデータ。なお、出力形式は CSV を原則とする。

イ データ移行の支援

受託者はコンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及びDB から CSV として出力したデータの各カラムについて、説明書を作成し、提供すること。

## 2 成果物及び検査完了条件

### (1) 成果物

次の成果物を県まで納品すること。

ア 公開開始日時点のコンテンツデータを記録した電子媒体

イ 公開開始後、追加したコンテンツデータを記録した電子媒体

### (2) 検査について

- ・ウェブサイトの公開については、県の立ち会いのもとで、内容及び動作の確認を実施した上で開始する。
- ・令和7年3月31日までにウェブサイトの構築に係る全ての業務を完了したうえで成果物を提出し、県の実施する検査に合格したことをもって業務完了とする。

## 3 セキュリティ確保

受託者は、原則個人情報等秘密が含まれるデータを用いないものとする。やむを得ず用いる場合には、県の指示した場所及び方法で使用するものとし、その必要とする範囲を超えて使用してはならない。

## 4 業務体制、スケジュール等

### (1) ウェブサイトに係る業務体制

ア 県

交通政策局地域交通・新幹線政策室交通戦略企画課

イ 受託者

- ・受託者は、ウェブサイト業務を履行できる体制を設けるとともに、業務に着手する前に体制がわかる書類を提出すること。
- ・受託者は、業務を適切に遂行できるよう、ウェブサイト業務に係るプロジェクトマネジメントの実績を有する者等のシステムに精通する者を置くこと。

### (2) 進捗管理

受託者は、業務に着手する前に、スケジュールを書面で提出し、県の承認を得ること。